

日蓮遺文の書式について

——日付に年号が記された書状小考——

寺 尾 英 智

一

日蓮遺文には、『不動愛染感見記』（真蹟）の「建長六年六月廿五日」をはじめとして、日付に年号が記されているものがある。二、三の例を示すと、『安国論奥書』（真蹟）「文永六年己未十二月八日」、『法華浄土問答抄』（真蹟断片あり）「文永九年太才正月十七日」、『観心本尊抄』（真蹟）「文永十年太才卯月二十五日」、『顕仏未来記』（真蹟曾存）「文永十年太才後五月十一日」、『上野殿御返事』（日興筆写本）「文永十一年太才十一月十一日」、『諸人御返事』（真蹟）「弘安元年三月廿一日戌時」などである。鈴木一成『日蓮聖人遺文の文献学的研究』は遺文の系年（執筆年次）研究の視点から、これを当該遺文に存在する系年の根拠として取り上げ、「日付の項に年号干支が記されているもの」として四項に分類している。^{（一）}鈴木氏の整理には若干の錯誤が見られ、その後の新発見もあるので、同様の分類に従

って改めて『昭和定本日蓮聖人遺文』の遺文番号のみを記すと次のとおりである。（各項目に追加した遺文は番号の後に＊を付けた。今後の調査により変更の可能性もある）

イ、真蹟に記されているもの（真蹟現・曾存に限る）

三、二一、四九、六九、八九、九四、一一八、一一九、

一二五、一四〇、一二三、二七七、二八〇、三四五＊

合計一四（鈴木氏は二三篇とするも一篇を追加、うち書状

は六）

ロ、直弟が到来の年月を記入したもの（真蹟現存に限る）

二一五、二四二、二五二、三二五、三五七、三七九、四

二八、四三八＊ 合計八（鈴木氏は一〇篇とするも三篇

は真蹟なく減、一篇を追加、すべて書状）

ハ、直弟孫弟の写本に年号があるもの（正本現存に限る）

三六、三八、一一二、一二四、一二五、一二七、一四

五、一五三＊、一五六、一八五、二〇六＊、二四六、二

日蓮遺文の書式について（寺尾）

四七、二四九、二七一、二八二、三〇〇、三二四、三三八、三四二、三四四、三五〇*、三七七*、三九四、四〇二、四〇八、四二九*

合計二七（鈴木氏は二三篇とするも五篇を追加し一篇を減、うち書状は二一）

遺文の日付に記された年号が、その執筆年代を確定する上で重要であることは言うまでもないが、それでは記されている年号が同様に扱えるかといえ、ハに分類される日興筆写本に収録された遺文（書状）について検討したように、必ずしもそうとは言えない点がある。そこで本稿においては、日蓮の「文使い」の世界を明らかにするための基礎的な作業の一つとして、年号が記される書状の日付について取り上げて検討を加え、その特徴について明らかにしたい。

二

書状の日付に記された年号については、鈴木氏の分類にもあるようにイ「真蹟に記されているもの」Ⅱ日蓮自らが記したものと、ロ「直弟が到来の年月を記入したもの」との二種類がある。そこで、書状の日付の記し方について、字配り等も明らかにするため本文の末尾から充所までの部分を掲げると次のようである。（遺文名の前に付した番号は『昭和定本日蓮聖人遺文』の遺文番号、以下同様）

イ 四九『安国論御勘由来』

不申之：可有後悔、恐々謹言

文永五年太才戊辰四月五日

日蓮（花押）

法鑑御房

ロ 三五七『上野殿御返事』

御計候はんか、恐々謹言

十二月廿七日

日蓮（花押）

（異筆）「弘安二年到来」

上野殿御返事

このうち、ロの場合については別稿においてハ「直弟孫弟の写本に年号があるもの」を検討する中で論じたので、本稿ではイの場合について検討することにする。

『安国論御勘由来』と同様に日付を記す書状は他に五通あるので、次に示そう。

八九『転重軽受法門』

しげきゆへにとゝめ候、

恐々謹言

文永八年未辛十月五日

日蓮（花押）

大田左衛門尉殿

（略）

一一九『観心本尊抄副状』

拝見三仏顔貌、

恐々謹言

文永十年^{太才}癸卯月廿六日

日蓮（花押）

富木殿御返事

一四〇『法華行者值難事』

之以心推之、

文永十一年^甲正月十四日

日蓮（花押）

一切諸人見聞之

有志人々互語之

二七七『始聞仏乘義』

委細又々可申、

建治四年^{太才}戊寅二月

廿八日

日蓮（花押）

富木殿

二八〇『諸人御返事』

法門幸甚く、

弘安元年

三月廿一日

戌時

日蓮（花押）

日蓮遺文の書式について（寺尾）

諸人御返事

何れの書状の場合も、日付の文字の大きさは年月日ともに同一に記されていて、年号を前掲の三五七『上野殿御返事』の様に小書きにしているものはない。『始聞仏乘義』『諸人御返事』の二通は年月日が二行にわたって記されているが、これは料紙の都合によるものと判断されるから、一行に記した他の書状の場合と同様に考えてよい。また、『諸人御返事』以外の書状には、年号に併せて干支も記されている。

三

書状の日付に年号を記すということは、どのような意味を持つのであろうか。そこで、文書一般の日付について、古文書学の明らかにする所を参照したい。

文書の日付について、田中稔『日本の古文書』によれば次の五種類に分類される。⁽⁵⁾

1、書下年号「寛喜三年二月廿三日」のように、年・月・日を一行に書くもの。

2、付年号 月日を書いたその右傍等に「永仁六」あるいは「天喜二年」のように、年を注記するような形で書いたもので、年号と月日が同筆の同筆付年号と、年号と月日が異筆の異筆付年号に分けられる。同筆付年号は正文の場合には発信者自信が書いたものであり、異筆の場合には3無年号文書に受信者側にお

いて受信の年を記録しておくために加筆したもの。

3、無年号 月日または日のみ（ときには時刻）を書くもの。

4、無日付 日付を書かないもの。

日付に年号を記す書き方には、書下年号と付年号があることが明らかとなった。日蓮の書状についてこれを見た場合、『安国論御勘由來』以下の五通は年月日を一行に書いていたから、書下年号であるということになる。『諸人御返事』は書下年号に時刻が加えられた形である。なお、日蓮の書状には干支が記されているが、この点については後述する。

それでは、書下年号は文書においてどのような意味をもつのであろうか。前掲書によれば、書下年号は、公式様の公文書はもとより、平安時代以降に現れる宣旨・官宣旨や下文・下知状等の公文書、讓状・寄進状・売券・借状等の証文類その他広く一般的に見られる書き方である。これらの文書はいずれも後日の証拠文書となるものを多く含んでいる。後日の証拠とするためには、その事実が行われた年月日を明確に証明することが必要であり、年付がなければその文書は証拠能力を失ってしまう。したがって、必ず年月日を書くことが必要とされた、と説明されている。一方、月日のみで年号を記さない文書については、発信者において、現在当面している事項について報ずれば一往の事が足り、後日にまでその文書の効力を期待する必要がなく、年号を省略し月日のみを記す

ことで何ら支障がないと考えられたからである。日常的な連絡のための書状は勿論、当面している事項についての命令を下す綸旨・院宣・御教書にあつても、受信者側で年号を書き加えることはなく、月日のみのままに保管されることになる、と説明されている。

四

日蓮が書下年号を用いたのは書状であつて、証文類ではない。しかし、日蓮の数多い書状の大部分は、月日のみで年号を記してはいなかった。また、日蓮自身が、公文書や証文類、綸旨・院宣・御教書などの書式に通じていたことは、しばしばそれらの文書を遺文中へ引用していることを見ても確かなことである。したがって、日蓮は『安国論御勘由來』等の日付にたまたま年号を記したのではなく、意図的に記したと考えられる。真蹟ではなく写本によって伝えられた遺文の場合には、真蹟が書下年号であつたのか、あるいは月日のみであつたものに後に年号が添加されたものか、見極めることも必要となってくる。本稿の冒頭に示した一五三『上野殿御返事』の日付が書下年号であることは、別に論じたとおりである。⁽⁶⁾

なお、1で示された書下年号の書き方には干支が記されていないが、日蓮の書状には干支が記されていた。公文書の類

の書下年号には干支を記さないが、土地の売券・寄進状・譲状など私文書のうちには干支を記したものが間々見られる。

鎌倉時代の文書の中から二、三の事例を挙げると、法隆寺供僧田売券（鎌倉遺文 四五七一号）には「天福元年^{巳癸}十月廿八日」とあり、比丘尼地頭職讓状（鎌倉遺文 四六一四号）には「天福貳年^{甲午}二月十三日」とあり、任増田地売券（鎌倉遺文 四七六八号）には「文暦貳年^{乙未}六月十一日」とある。したがって、日蓮の書状も同様である。

書状の日付に書下年号を用いた事例として、日蓮と同時代の北条時宗書状（鎌倉田覚寺文書）があり、注目される。この書状の日付は「弘安元年^{戊午}十二月廿三日」と書下年号が用いられていた。本状は、建長寺の開祖蘭溪道隆に師事していた時宗が、道隆の入寂後、更に宋から禅宗の高僧を招聘しようとして、建長寺の藏主徳詮、典座宗英にその命を伝えたものである。その結果、祖元が来朝し、時宗が祖元に帰依しことから、この書状は言わば時宗が祖元に対して師檀の交わりを結んだ契状となったと評価されている。^(?)

以上のように見て来た場合、日蓮の書状の中において書下年号が用いられた書状の重要性が、日付の書式を手掛かりとしても明らかとなってくる。現在当面している事項について報ずるという書状の機能に、執筆の時点を示明することにより後日に備える証文としての要素が加えられているともいえる。

る。上原専祿氏によって『始聞仏乘義』について「日付がどのように詳記されているのは、末尾に『病身たるの故に委細ならず』と注意されていることと併せて、この書簡の重要性が日蓮自身によって自覚されていたことの証とされよう」との指摘がなされているが、個々の書状について書下年号であることを念頭に置いて本文を理解する必要がある。

- 1 鈴木一成「日蓮聖人遺文の文献学的研究」一八〇頁以下。
- 2、4、6 拙稿『日蓮遺文の日興筆写本の性格について』（『大崎学報』一五一号）。
- 3 日蓮の「文使い」の世界については、中尾堯「日蓮聖人御真蹟に見る『料紙』の使用法」（『棲神』六五号）を参照。
- 5 田中稔『日本の古文書』（同著『中世史料論考』再録）一四頁以下。
- 7 相田二郎『日本の古文書』上 五一九～五二〇頁。
- 8 上原専祿「富木常忍の母の死を受けて」、同『死者・生者』二七七頁。

〈キーワード〉 書下年号、書状の日付、日蓮書状

（立正大学講師）